

扶桑町

第6期障害福祉計画・

第2期障害児福祉計画

2021（令和3）年度  2023（令和5）年度

2021（令和3）年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制.....	4
5 第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画に係る基本指針	4
6 障害者総合支援法のサービス体系.....	6
7 障害児に対するサービス体系	7
第2章 計画の目標指標	
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	8
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	8
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	9
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	9
5 障害児支援の提供体制の整備等	11
6 相談支援体制の充実・強化	12
7 障害福祉サービス等の質の向上	12
第3章 障害福祉サービスの見込量と確保策	
1 訪問系サービス.....	13
2 日中活動系サービス.....	16
3 居住系サービス.....	21
4 相談支援	24
第4章 障害児に対するサービスの見込量と確保策	
1 障害児通所支援.....	26
2 障害児相談支援.....	28
3 発達障害児等に対する支援	28
4 子ども・子育て支援.....	29
5 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	30
第5章 地域生活支援事業の見込量と確保策	
1 本町における地域生活支援事業	31
2 必須事業	32
3 任意事業	39

第6章 計画の推進

1 住民理解の促進.....	41
2 ライフステージに沿った切れ目のない支援	41
3 計画の推進体制.....	42
4 計画の進捗管理.....	43

資 料

1 扶桑町自立支援地域協議会	44
2 策定経緯	47

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 障害者自立支援法の制定

2003（平成15）年度から、それまでの措置制度にかわり利用者自らがサービスを選択し事業者と直接に契約する新しい利用制度（支援費制度）が導入されました。全国的には、新たなサービス利用者の増加や利用量の増加に見られるように、支援費制度は障害のある人が地域生活を進める上での支援を大きく前進させたと評価されます。しかし一方では、財源の不足、支援費制度の対象となっていない精神障害のある人に対するサービスの遅れ、市町村間でのサービス格差、福祉施設や事業体系の見直しの必要性、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題への対応など、さまざまな課題が指摘されていました。こうした課題を解決し、障害のある人が必要なサービスを安定的な制度の下で利用できるよう、障害保健福祉施策の各種の抜本的な改革を行う「障害者自立支援法」が制定されました。この法律において、障害福祉サービスおよび地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に進めるため、市町村ならびに都道府県に障害福祉計画の策定が義務づけられました。

(2) 障害者自立支援法の改正

障害者自立支援法については、憲法や障害者権利条約に違反するとして訴訟が起こされ、2010（平成22）年に法の廃止や新法の制定などを前提として和解が成立しました。

2012（平成24）年6月、障害者自立支援法の改正法が公布され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）と法律名も改められました。

(3) 障害者総合支援法施行3年後の見直し

2013（平成25）年4月に施行された障害者総合支援法の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていました。

2015（平成27）年12月、国の社会保障審議会障害者部会において、「障害者総合支

援法施行3年後の見直しについて」がまとめられ、これを踏まえて2016（平成28）年6月には障害者総合支援法、児童福祉法の改正法が公布されました。これにより市町村および都道府県に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。改正の主な内容は次のとおりです。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）
（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
- (2) 就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
- (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
- (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
- (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- (3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日：平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

(4) 基本指針の見直し

2020（令和2）年5月、第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しが行われ、基本的理念に「障害福祉人材の確保」「障害者の社会参加を支える取組」、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方に「地域生活支援拠点等の機能の充実」「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実」「依存症対策の推進」が追加されました。また、障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る2023（令和5）年度末の数値目標が設定されました。

(5) 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定

本町においては、障害者自立支援法に基づき、平成18年度に障害福祉サービスの見込量およびその確保方策を定める「扶桑町障害福祉計画（計画期間：2006（平成18）年度～2008（平成20）年度）」を策定し、その後3年ごとに見直しを行ってきました。

2017（平成29）年度には、児童福祉法において、障害児通所支援等の提供体制を整備し、サービスの円滑な実施を確保するため「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、「扶桑町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」（以下「第5期計画」といいます。）として一体的に策定しました。

2020（令和2）年度に第5期計画の最終年度を迎えることから、基本指針の見直し、第5期計画の実績等を踏まえて、「扶桑町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「第6期計画」といいます。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法第33条の20に定める市町村障害児福祉計画です。

また、本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定により策定した「扶桑町障害者計画」のうち障害福祉サービスおよび障害児通所支援等、相談支援並びに地域生活支援事業の分野に係る実施計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の3年間です。

<計画の期間>

年 度	2018 (平30)	2019 (令元)	2020 (令2)	2021 (令3)	2022 (令4)	2023 (令5)	2024 (令6)	2025 (令7)	2026 (令8)
扶桑町 障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第5期（第1期）		見直し	第6期（第2期）		見直し	第7期（第3期）		
<参考> 扶桑町障害者計画	第4期					見直し	第5期		

2029
(令11)
まで

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、障害者団体、福祉関係者等で構成する扶桑町自立支援地域協議会において、意見や助言をいただきながら、計画の内容を検討しました。

5 第6期障害福祉計画および第2期障害児福祉計画に係る基本指針

障害福祉計画および障害児福祉計画は国の基本指針に則して作成する必要があります。第6期計画の策定に向けた基本指針の見直しが行われ、2020（令和2）年5月に告示されました。

<見直しの主なポイント>

①地域における生活の維持及び継続の推進

- ・日中サービス支援型指定共同生活援助など常時の支援体制を踏まえた地域移行の推進（令和元年度末の施設入所者数の6%以上移行、1.6%以上削減）

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標（1年以内の地域における平均生活日数316日以上）を追加
- ・アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策（地域の連携協力体制の構築や依存症の理解促進等）

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行（令和元年度実績の1.27倍以上）
- ・就労移行支援の目標を明確化（令和元年度実績の1.30倍以上）
- ・就労継続支援A型およびB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加（令和元年度実績のA型は1.26倍以上、B型は1.23倍以上）
- ・就労定着支援事業の利用促進を図るため成果目標を追加（就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が利用を基本とし、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上）
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携」の更なる推進
- ・多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援

④「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の枠を超えた柔軟なサービスの確保
- ・地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなど発達障害者の家族等に対する支援体制の充実
- ・発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保

⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・児童発達支援センターにおける地域支援機能の強化（1か所以上）
- ・難聴障害児の支援体制の確保（県）
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（市町村又は圏域に少なくとも1か所以上）
- ・医療的ケア児支援の連携を図るための協議の場の設置・コーディネーターの配置

⑦相談支援体制の充実・強化等

- ・相談支援体制に関して、検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた取組の実施体制を確保

⑧障害者の社会参加を支える取組

- ・障害者による文化芸術活動を支援するセンターの設置（県）
- ・読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進

⑨障害福祉サービス等の質の向上

- ・サービスの質の向上を図るための取組（研修体制の充実、適正なサービス提供に係る情報収集など）に係る体制を構築

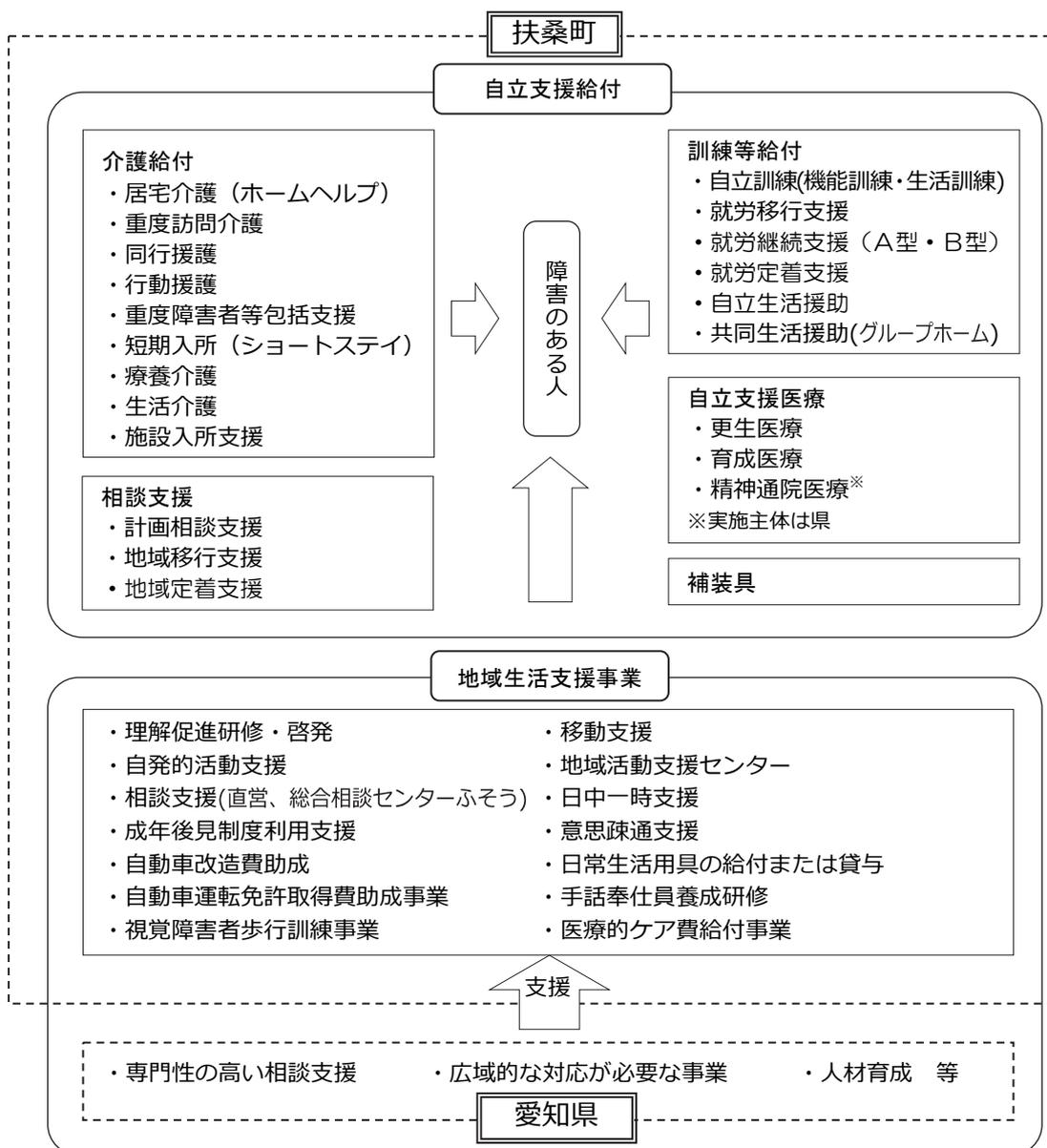
⑩障害福祉人材の確保

- ・研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力した取組

6 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助（グループホーム）」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記サービスの総称です。

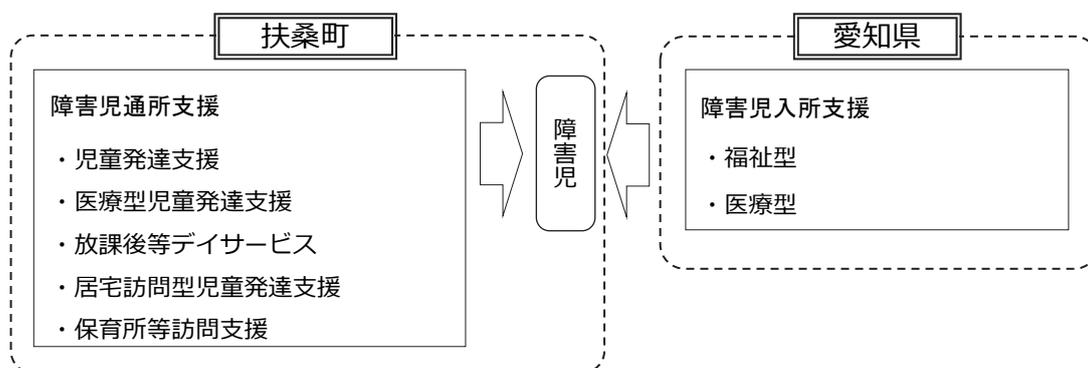
<障害者総合支援法のサービス体系>



7 障害児に対するサービス体系

2011（平成 23）年 5 月に公布された整備法により児童福祉法等が改正され、2012（平成 24）年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されました。また、18 歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。また、2016（平成 28）年の児童福祉法の改正により重度の障害児を対象とした「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。

<児童福祉法に基づく障害児サービス体系>



第2章 計画の目標指標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障害のある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害のある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

- ▶本町では、第5期計画の目標値が2020（令和2）年度末までに未達成となる見込を前提に、2023（令和5）年度末までに、2019（令和元）年度末の施設入所者数27人のうち、5人（18.5%）が地域での生活に移行するものとします。
- ▶2023（令和5）年度末時点の施設入所者数は、2019（令和元）年度末施設入所者数27人から5人（18.5%）減少した22人とします。

図表1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区分	目標数値	考え方
2019（令和元）年度末の施設入所者数	27人	2019（令和元）年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	5人	2019（令和元）年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数
施設入所者数	22人	2023（令和5）年度末の全施設入所者数

※2020（令和2）年9月1日現在、施設入所者数は27人であり、第5期計画における2020（令和2）年度の施設入所者数目標（20人）を達成していません。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県および関係市町と連携しながら、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備します。

また、県との調整のもと、2023（令和5）年度末時点の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を設定しました。

なお、障害福祉サービス等のサービス量を見込む際に、この基盤整備量を参考にしました。

図表2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場の設置目標

区 分	目標数値	考え方
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場	1か所	2023（令和5）年度末までに整備
開催回数	1回	年間開催回数
関係者の参加数	3人	関係者の内訳は関係市町と調整
目標設定および評価	1回	年間実施回数

図表3 地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

区 分	目標数値
地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	10人
65歳以上利用者数	5人
65歳未満利用者数	5人

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等については、当町の実情に合わせて面的整備を行いました。引き続き、機能を充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討していきます。

図表4 地域生活支援拠点等に関する目標数値

項 目	目標数値	考え方
地域生活支援拠点	1か所	町単独での面的整備済み
機能の充実	毎年度1回	運用状況の検証および検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、12人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。

就労移行支援等を実施しても、その受け皿となる一般就労先がなければ、障害のある人の一般就労は広がりません。障害のある人の一般就労への移行を支援するため、障害のある人の就労・雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

図表5 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項目	目標数値	考え方
2019（令和元）年度の年間一般就労移行者数	9人	2019（令和元）年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	12人 (1.3倍)	2023（令和5）年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

(2) 就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行者の増加

就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する人について、2023（令和5）年度末までに8人を目標とします。

図表6 就労移行支援事業からの一般就労移行目標利用者数

項目	目標数値等	考え方
2019（令和元）年度末の就労移行支援事業の利用者数	6人(実績)	2019（令和元）年度末において就労移行支援事業から一般就労した人数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	8人 (1.3倍)	2023（令和5）年度末において就労移行支援事業から一般就労する人数

(3) 就労継続支援の利用者の一般就労への移行者の増加

就労継続支援事業を通じて一般就労へ移行する人について、2023（令和5）年度末までに、就労継続支援A型および就労継続支援B型はそれぞれ2人を目標とします。

図表7 就労継続支援事業からの一般就労移行目標利用者数

項目		目標数値	考え方
A型	2019（令和元）年度末の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	1人	2019（令和元）年度末において就労継続支援A型から一般就労した人数
	目標年度の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	2人 (2.0倍)	2023（令和5）年度末において就労継続支援A型事業から一般就労する人数
B型	2019（令和元）年度末の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	1人	2019（令和元）年度末において就労継続支援B型から一般就労した人数
	目標年度の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	2人 (2.0倍)	2023（令和5）年度末において就労継続支援B型事業から一般就労する人数

(4) 就労定着支援事業の利用率と就労定着率

2023(令和5)年度において就労移行支援事業等で一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することをめざします。また、就労定着支援事業による職場定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることをめざします。

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターについては、引き続き、圏域内の市町と連携して、2023（令和5）年度末までに整備をめざします。

また、児童発達支援事業所「つくし学園」を中心に、児童発達支援にかかる支援体制の構築をめざします。

(2) 保育所等訪問支援の整備

近隣の事業所、学校、保育園等と連携し、集団生活に適応するための支援を円滑に行える体制の構築めざします。

(3) 重症心身障害児を支援する事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で安心して支援を受けられるよう、児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所と連携していきます。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の充実

2019（令和元）年度に、近隣市町と連携して医療的ケア児支援のための関係機関（保健・医療・福祉・保育・教育等）の協議の場を設置しました。今後も、医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう具体的な協議を進めます。

(5) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、愛知県は2018（平成30）年度から関係分野の支援を調整するコーディネーターを養成しており、2020（令和2）年度現在、4人のコーディネーターが、保健センター、福祉児童課、保育園に配置されています。今後も、関係機関に1人以上配置できるよう継続して養成研修に参加していきます。

6 相談支援体制の充実・強化

2023（令和5）年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

図表8 相談支援体制の充実・強化のための取組

区 分	目標数値			考え方
	2021 (令3) 年度	2022 (令4) 年度	2023 (令5) 年度	
総合的・専門的な相談支援	有	有	有	町福祉児童課が中心となり実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件	
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回	自立支援地域協議会を活用し実施

7 障害福祉サービス等の質の向上

2023（令和5）年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保します。

図表9 障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

区 分	目標数値			考え方
	2021 (令3) 年度	2022 (令4) 年度	2023 (令5) 年度	
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	8人	8人	8人	県が実施する研修への町職員の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年1回	年1回	年1回	圏域内市町との会議を活用して共有

第3章 障害福祉サービスの見込量と確保策

1 訪問系サービス

- ① **居宅介護**：障害者が居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。
- ② **重度訪問介護**：重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。
- ③ **同行援護**：視覚障害により、移動に著しい困難がある障害者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際に必要な援助を行うサービスです。
- ④ **行動援護**：自己判断力が制限されている人（重度の知的障害者または重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動・外出する際の危険を回避するための援護をいいます。
- ⑤ **重度障害者等包括支援**：常時介護を要する障害者であって、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(1) 第5期計画と実績

第5期計画における訪問系サービスの見込みと実績をみると、居宅介護では利用者数、利用時間が共に見込みを大きく上回っています。同行援護では利用者数は見込を大きく上回っていますが、利用時間は下回っています。なお、重度訪問介護および重度障害等包括支援は利用実績がありません。

図表10 訪問系サービスの計画と実績

区 分		2018（平成30）年度			2019（令和元）年度			2020（令和2）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
居宅介護	人／月	35	38	108.6	36	46	127.8	37
	時間／月	378	511	135.2	405	543	134.1	432
重度訪問介護	人／月	0	0	—	0	0	—	2
	時間／月	0	0	—	0	0	—	320
同行援護	人／月	2	3	150.0	2	5	250.0	3
	時間／月	100	59	59.0	100	73	73.0	150
行動援護	人／月	4	3	75.0	4	3	75.0	5
	時間／月	80	71	88.8	80	70	87.5	100
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	—	0	0	—	1
	時間／月	0	0	—	0	0	—	268

(2) サービス量の見込み等

訪問系サービス量の見込みは、2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

重度訪問介護および重度障害者等包括支援については、サービスの利用実績はありませんが、障害の重度化や家族支援者・介助者の高齢化などを考慮し2023（令和5）年度に見込みました。

図表11 訪問系サービスの見込量

区 分		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
居宅介護	人/月	62	70	78
	時間/月	778	878	979
重度訪問介護	人/月	0	0	2
	時間/月	0	0	320
同行援護	人/月	9	11	13
	時間/月	149	182	215
行動援護	人/月	3	3	3
	時間/月	71	71	71
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	1
	時間/月	0	0	268

(3) サービス量の確保策

障害のある人の地域移行が進むことや世帯状況の変化等により、障害のあるひとり暮らしの人等が増加し、訪問系サービスのニーズは高まると予測されます。利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービスが提供できる体制を整えるよう努めます。

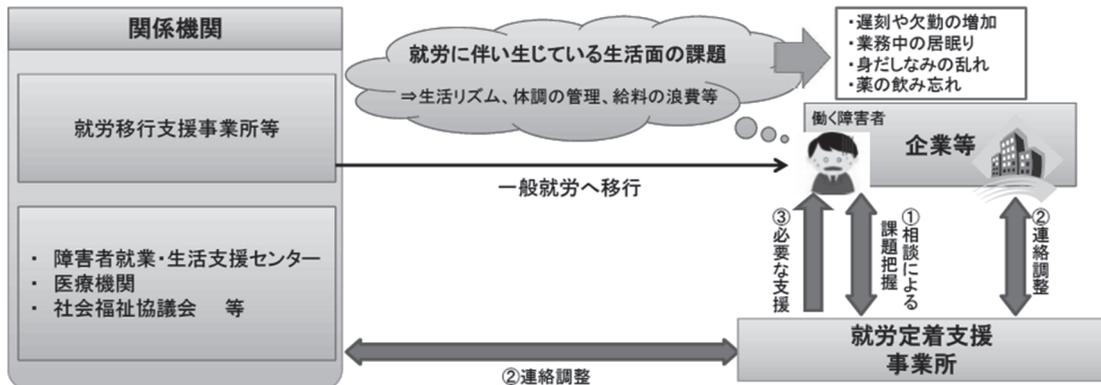
また、町内事業者を中心に質の高いサービス提供が確保されるよう、従事者の確保と育成を要請するとともに、介護保険制度による訪問介護事業所で障害のある人に対するサービスが提供できるよう調整するなど柔軟な対応で必要なサービス量の確保に努めます。なお、障害特性を理解したヘルパーを確保するため、各種研修等に関する情報提供を図るとともに、町内における潜在的な人材の発掘に努めます。

2 日中活動系サービス

- ① **生活介護**：常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障害のある人が、主として昼間において、障害者支援施設などで、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を受ける事業です。通所者と施設入所者の多くが日中活動として利用しています。
- ② **自立訓練（機能訓練）**：病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障害のある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障害のある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。
- ③ **自立訓練（生活訓練）**：病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人等のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害のある人・精神障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。
- ④ **宿泊型自立訓練**：知的障害のある人・精神障害のある人が、居室その他の設備を利用するとともに、家事等の日常生活能力を向上するための訓練、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を受ける事業です。この事業では、障害のある人の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。
- ⑤ **就労移行支援**：就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。就労移行支援利用期間は一般型が2年間、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間または5年間とされています。
- ⑥ **就労継続支援（A型）**：通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。
- ⑦ **就労継続支援（B型）**：通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。
- ⑧ **就労定着支援**：就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境の変化により生活面に課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握

するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う事業です。

参考：就労定着支援事業のイメージ



- ⑨ **療養介護**：医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の支援を医療機関併設の施設で受ける事業です。
- ⑩ **短期入所**：居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人が、入浴、排せつおよび食事の介護等を受ける事業です。障害者支援施設等で実施する福祉型と、医療機関等で実施する医療型があります。

(1) 第5期計画と実績

第5期計画における日中活動系サービスの見込みと実績をみると、就労継続支援A・B型では利用者数、利用日数が共に見込を大きく上回っています。就労移行支援では利用者数は見込を大きく上回っていますが、利用日数は下回っています。

精神障害のある人、手帳をもっていない発達障害の人や大学等で就労に向けての適切な支援を受けることが困難な方からの相談、申請が増加しています。

図表12 日中活動系サービスの計画と実績

区 分		2018（平成30）年度			2019（令和元）年度			2020（令和2）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
生活介護	人／月	67	68	101.5	70	68	97.1	73
	人日／月	1,260	1270	100.8	1,314	1,196	91.0	1,368
自立訓練 （機能訓練）	人／月	1	3	300.0	1	1	100.0	2
	人日／月	20	11	55.0	20	0.1	0.5	40
自立訓練 （生活訓練）	人／月	6	2	33.3	8	2	25.0	10
	人日／月	120	22	18.3	160	10	6.3	200
就労移行支 援	人／月	10	18	180.0	12	20	166.7	14
	人日／月	220	163	74.1	260	227	87.3	300
就労継続支 援A型	人／月	25	39	156.0	26	39	150.0	27
	人日／月	450	557	123.7	470	580	123.4	500
就労継続支 援B型	人／月	40	49	122.5	41	59	143.9	42
	人日／月	600	564	94.0	620	751	121.1	640
就労定着支 援	人／月	1	2	200.0	2	2	100.0	3
療養介護	人／月	1	1	100.0	1	1	100.0	1
	人日／月	23	26	113.0	23	26	113.0	23
短期入所 （福祉型）	人／月	20	34	170.0	22	24	109.1	24
	人日／月	108	121	112.0	114	62	54.4	120
短期入所 （医療型）	人／月	1	0	-	2	0	-	3
	人日／月	7	0	-	14	0	-	21

(2) サービス量の見込み等

日中活動系サービス量の見込みは、2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の
 利用実績を考慮し、次のとおりとしました。短期入所（医療型）は、サービスの利用実
 績はありませんが、サービス内容の有効性や医療的ケアの必要度の高い人の増加などを
 考慮し見込みました。

図表13 日中活動系サービスの見込量

区 分		2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
生活介護	人／月	72	74	76
	人日／月	1,306	1,342	1,378
自立訓練（機能訓練）	人／月	4	5	6
	人日／月	11	14	17
自立訓練（生活訓練）	人／月	4	5	6
	人日／月	32	40	48
就労移行支援	人／月	24	25	26
	人日／月	246	257	267
就労継続支援A型	人／月	44	47	50
	人日／月	641	685	729
就労継続支援B型	人／月	67	70	73
	人日／月	816	852	889
就労定着支援	人／月	4	5	6
療養介護	人／月	1	1	1
	人日／月	26	26	26
短期入所（福祉型）	人／月	35	36	37
	人日／月	110	114	117
短期入所（医療型）	人／月	1	2	3
	人日／月	7	14	21

(3) サービス量の確保策

各事業とも、既存の事業者との連携によりサービスは確保できると考えます。必要なサービスが提供できる体制を整えるよう努めます。また、町内事業者を中心に質の高いサービス提供が確保されるよう、従事者の確保と育成を要請するとともに、介護保険制度による通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、短期入所生活介護事業所等を障害のある人に対するサービスが提供できるよう調整するなど柔軟な対応で必要なサービス量の確保に努めます。

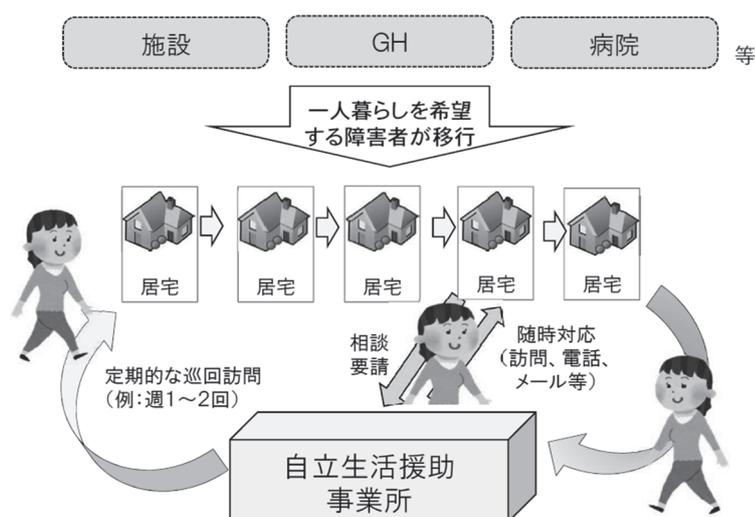
就労移行支援、就労継続支援については、特別支援学校をはじめ教育関係者、サービス提供事業所、町で情報を共有し、特別支援学校卒業者の将来における地域での自立を前提に、当該事業が効果的に提供できるよう支援していきます。

なお、障害特性を理解した従業者を確保するため、各種研修等に関する情報提供を図るとともに、町内における潜在的な人材の発掘に努めます。

3 居住系サービス

- ① 自立生活援助:障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害のある人・精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う事業です。

参考：自立生活援助のイメージ



- ② 共同生活援助（グループホーム）：障害のある人が共同生活を行う住宅です。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。
- ③ 施設入所支援：施設に入所する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

(1) 第5期計画と実績

第5期計画における居住系サービスの見込みと実績をみると、2019(令和元)年度において共同生活援助(グループホーム)および施設入所支援の利用者数が見込みを上回っています。共同生活援助(グループホーム)は町内に事業者が開所したこと、施設入所支援の利用者が共同生活援助(グループホーム)に移行したことが利用者の増加につながっています。自立生活援助は地域移行の促進に有効なサービスですが、町内および近隣に実施している事業所がないため現在のところ利用がありません。

図表14 居住系サービスの計画と実績

区 分		2018(平成30)年度			2019(令和元)年度			2020(令和2)年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
自立生活援助	人	0	0	-	0	0	-	1
共同生活援助(グループホーム)	人	22	21	95.5	30	34	113.3	31
施設入所支援	人	25	27	108.0	24	27	112.5	22

(2) サービス量の見込み等

居住系サービス量の見込みは、2018(平成30)年度と2019(令和元)年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。共同生活援助については、福祉施設からの移行者、精神科病院退院者をはじめとした新たな入居者等を勘案しました。施設入所支援については、国の基本方針と本町の利用者の実情を勘案し、2023(令和5)年度末時点の利用者数を、2020(令和2)9月の施設入所者27人から5人減少した22人としました。また、自立生活援助は、サービスの利用実績はありませんが、地域移行の促進に必要なサービスであること等を考慮し見込みました。

図表15 居住系サービスの見込量

区 分		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
自立生活援助	人	0	0	1
うち精神障害のある人	人	0	0	1
共同生活援助	人	36	37	38
うち精神障害のある人	人	7	7	8
施設入所支援	人	25	24	22

(3) サービス量の確保策

共同生活援助（グループホーム）の事業所は、2020(令和2)年度現在、町内に4か所（定員36人）整備されていますが、依然として地域における生活の場としてグループホームを望む声が少なくないことから、今後の整備について、開設時期、運営主体等も含め、関係団体等と協議しながら検討していきます。施設入所支援については、広域的な対応により必要なサービスを提供していきます。

4 相談支援

- ① **計画相談支援**：障害のある人の心身の状況、置かれている環境、サービス利用意向等を勘案してサービス等利用計画案を作成します。また、支給決定を受けた障害のある人が継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行います。
- ② **地域移行支援**：障害者支援施設の入所者、精神科病院入院者等に、住宅の確保、その他地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。
- ③ **地域定着支援**：ひとり暮らしの障害のある人等と常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を行います。

(1) 第5期計画と実績

第5期計画における相談支援の見込みと実績をみると、計画相談支援の見込みを上回っています。町内に事業所はありませんが障害福祉サービス利用者の約93%が計画相談支援を利用しています。

図表16 相談支援の計画と実績

区 分		2018（平成30）年度			2019（令和元）年度			2020（令和2）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
計画相談支援	人／月	30	44	146.6	33	44	133.3	36
地域移行支援	人／月	1	0	-	2	0	-	2
地域定着支援	人／月	1	0	-	2	0	-	2

(2) サービス量の見込み等

計画相談支援については、2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の利用実績を考慮するとともに利用希望者が順次拡大することを想定し、見込みました。また、地域移行支援については、入所・入院者の地域生活への移行者数等、地域定着支援については、ひとり暮らしの障害のある人の数、同居家族の支援が受けられない障害のある人の数、地域生活へ移行する障害のある人の数等を勘案して設定しました。

図表 17 相談支援の見込み

区 分		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
計画相談支援	人/月	50	52	54
地域移行支援	人/月	1	2	2
うち精神障害のある人	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	2	2
うち精神障害のある人	人/月	1	1	1

(3) サービス量の確保策

サービス等利用計画の作成とモニタリングを適切に実施していけるよう相談支援体制の充実を図ります。

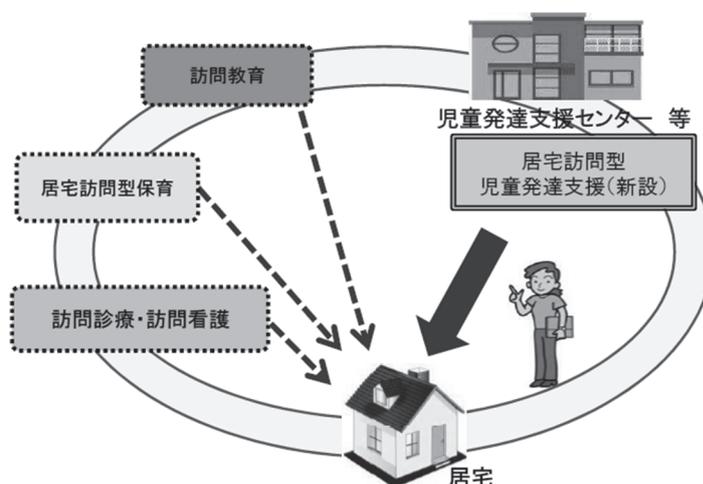
地域移行支援および地域定着支援については、一般相談支援事業所との連携のもと、対象となる人が地域生活に移行できるよう支援するとともに、できるだけ多くの人々が地域生活に移行できるよう、制度の周知を図ります。

第4章 障害児に対するサービスの見込量と確保策

1 障害児通所支援

- ① **児童発達支援**: 集団療育および個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
- ② **放課後等デイサービス**: 学校通学中の障害のある児童生徒に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
- ③ **保育所等訪問支援**: 保育園等を利用している障害のある子どもや今後利用予定のある障害のある子どもが、保育園等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人および当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導を行います。
- ④ **医療型児童発達支援**: 就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により、治療を行います。
- ⑤ **居宅訪問型児童発達支援**: 重度の障害等の状態にある障害のある子どもであって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに発達支援が提供できるよう、障害のある子どもの居宅を訪問して発達支援を行う事業です。

参考：居宅訪問型児童発達支援のイメージ



(1) 第5期計画と実績

第5期計画における障害児通所支援の見込みと実績をみると、放課後等デイサービスの利用者数および利用日数が見込みを大きく上回っています。なお、医療型発達支援および居宅訪問型児童発達支援は利用実績がありません。

図表18 障害児通所支援の計画と実績

区 分		2018（平成30）年度			2019（令和元）年度			2020（令和2）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
児童発達支援	人／月	45	14	31.1	47	25	53.2	50
	人日／月	240	67	27.9	255	68	26.7	270
放課後等デイサービス	人／月	65	87	133.9	70	99	141.4	75
	人日／月	650	786	120.9	700	847	121.0	750
保育所等訪問支援	人／月	1	2	200.0	1	1	100.0	2
	人日／月	4	0.3	7.5	4	0.1	2.5	8
医療型児童発達支援	人／月	1	0	-	1	0	-	1
	人日／月	14	0	-	14	0	-	14
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	-	1	0	-	1
	人日／月	0	0	-	4	0	-	4

(2) サービス量の見込み等

障害児通所支援のサービス量の見込みは、2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。サービスの利用実績のない医療型児童発達支援および新設の居宅訪問型児童発達支援は、サービス内容の有効性や医療的ケアの必要度の高い人の増加などを考慮し見込みました。

図表19 障害児通所支援の見込量

区 分		2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
児童発達支援	人／月	47	58	69
	人日／月	163	201	239
放課後等デイサービス	人／月	123	135	147
	人日／月	1,080	1,185	1,291
保育所等訪問支援	人／月	4	5	6
	人日／月	35	44	53
医療型児童発達支援	人／月	1	1	1
	人日／月	14	14	14
居宅訪問型児童発達支援	人／月	1	1	1
	人日／月	4	4	4

(3) サービス量の確保策

利用者のニーズに応じ、各事業に取り組む事業所の参入の促進に努めます。また、圏域内の市町と連携して、2023（令和5）年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保をめざします。

2 障害児相談支援

障害のある子どもが障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画の作成、および支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

(1) 第5期計画と実績

第5期計画における障害児相談支援の実績は、ほぼ見込みどおりとなっております。

図表20 障害児相談支援の計画と実績

区 分		2018（平成30）年度			2019（令和元）年度			2020（令和2）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
障害児相談支援	人／月	20	22	110.0	22	20	90.9	24

(2) サービス量の見込み等

2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

図表21 障害児相談支援の見込量

区 分		2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
障害児相談支援	人／月	25	26	27

(3) サービス量の確保策

既存の事業所との連携によりサービスは確保できると考えます。

3 発達障害児等に対する支援

発達障害児等の支援には、家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援体制の整備を検討していきます。

4 子ども・子育て支援

(1) 第5期計画と実績

第5期計画における保育園等における障害児の受け入れは、見込みを上回っています。町内に認定こども園はありません。放課後児童クラブについては放課後等デイサービスと併用する利用者もあります。

図表22 保育園等における障害児の受け入れの計画と実績

区 分		2018（平成30）年度			2019（令和元）年度			2020（令和2）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
保育園における障害児の受け入れ	人	5	11	220.0	5	7	140.0	6
認定こども園における障害児の受け入れ	人	0	-	-	0	-	-	0

図表23 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害児の受け入れの計画と実績

区 分		2018（平成30）年度			2019（令和元）年度			2020（令和2）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
放課後児童健全育成事業	人	2	2	100.0	2	4	200.0	2

(2) サービス量の見込み等

① 保育園等における障害児の受け入れ

2019（令和元）年度は、7人の障害児を受け入れており、当該実績をもとに次のとおり見込みました。ニーズに対応ができるよう、保育士の配置など受け入れ体制の整備に努めます。なお、認定こども園は町内にありませんが、必要に応じて該当する園に受入を要請します。

図表24 保育園等における障害児の受け入れ

区 分		2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
保育園における障害児の受け入れ	人	9	10	11
認定こども園における障害児の受け入れ	人	0	0	1

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害児の受け入れ

2019（令和元）年度は、4人の障害児を受け入れており、当該実績をもとに次のとおり見込みました。ニーズに対応ができるよう、支援員等の配置など受け入れ体制の整備に努めます。

図表25 放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れ

区 分		2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れ	人	6	7	8

5 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

(1) 第5期計画と実績

第5期計画においては、医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置を検討することが目標となっていました。2020（令和2）年度現在、4人のコーディネーターが、保健センター、福祉児童課、保育園に配置されています。

(2) サービス量の見込み等

2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

図表26 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置

区 分		2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
コーディネーター	人	4	5	6

(3) サービス量の確保策

継続的な養成研修参加により確保できると考えます。

第5章 地域生活支援事業の見込量と確保策

1 本町における地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、町の判断で実施することができる任意事業があります。本町が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

図表27 実施する地域生活支援事業の種類

区 分	実 施 事 業	
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	
	成年後見制度	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター事業	
任 意 事 業	日中一時支援事業 生活サポート事業 訪問入浴サービス事業	
	社会参加促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車改造費助成事業 ・自動車運転免許取得費助成事業 ・視覚障害者歩行訓練事業 ・医療的ケア費給付事業

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、イベント等をはじめとする障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

【確保策】

町広報や公式ホームページを通じた関連情報の提供、講演会の実施等を通じて、「障害者差別解消法」についての住民への理解の浸透を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

【確保策】

ピアカウンセリング、ボランティア活動などの活動場所の提供や情報提供を通じ、障害のある人等が自発的に行う活動に対する支援をします。

(3) 相談支援事業

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。

本町では、福祉児童課と障害児・者総合相談センターふそう（委託相談支援事業）において総合的に実施するとともに、地域における障害福祉に関する関係者による連携や支援の体制に関する協議を行うための自立支援地域協議会は町単独で設置しています。

図表28 相談支援事業の見込量

区 分		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
一般相談支援事業	か所	1	1	1
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	無	無	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

【確保策】

① 相談支援事業

福祉児童課および障害児・者総合相談センターふそう（委託相談支援事業）において、当事者およびその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、制度・サービスの周知活動、障害のある人の権利擁護のための情報提供・利用促進等の援助を行います。また、判断能力に不安のある人が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、尾張北部権利擁護支援センターとの連携を密にして、本町における権利擁護の支援体制を整えていきます。

基幹相談支援センターについては、2023（令和5）年度末までに設置をめざします。

② 自立支援地域協議会

扶桑町自立支援地域協議会において、障害福祉関係者と連携を強化し、社会資源の開発および改善、地域の問題や課題の抽出を行います。

(4) 成年後見制度

① 成年後見制度利用支援事業

知的障害のある人または精神障害のある人に対し、障害福祉サービス利用の際に成年後見制度の利用の必要性があると認められる場合に、制度の利用に必要な経費の一部または全部の助成を行います。

【第5期計画と実績】

第5期計画においては利用の実績はありませんでした。

図表29 成年後見制度利用支援事業の計画と実績

区 分	2018（平成30）年度			2019（令和元）年度			2020（令和2）年度	
	計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画	
成年後見制度利用支援事業	件	2	0	—	2	0	—	2

【サービス量の見込み等】

高齢化の進展と世帯状況の変化、制度の周知により、対象者が増加することを想定し見込みました。

図表30 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
成年後見制度利用支援事業	件	2	2	2

【サービス量の確保策】

2021(令和3)年度に策定予定の「成年後見制度利用促進計画」に基づき、障害のある人が安心して地域で生活できるよう成年後見制度の利用促進を図ります。

② 成年後見制度法人後見支援事業

尾張北部権利擁護支援センターとの連携のもと、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めます。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある人が、他の人との意思疎通を円滑にできるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う事業です。

【第5期計画と実績】

第5期計画における手話通訳者・要約筆記者の派遣の実績は、若干見込みを下回っています。

図表31 意思疎通支援事業の計画と実績

区 分		2018 (平成30) 年度			2019 (令和元) 年度			2020(令和2) 年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
手話通訳者派遣事業	人	5	3	75.0	5	4	80.0	5
要約筆記者派遣事業	人	2	1	50.0	3	2	66.6	4

【サービス量の見込み等】

意思疎通支援事業の量の見込みは、2018(平成30)年度から2019(令和5)年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。

図表32 意思疎通支援事業の見込量

区 分		2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
手話通訳者派遣事業	人	5	5	5
	件	36	40	48
要約筆記者派遣事業	人	4	5	6
	件	6	8	10
手話通訳者設置事業	人	0	0	0

【サービス量の確保策】

意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにサービスの周知に努めます。手話通訳者設置事業については、設置を検討していきます。

(6) 日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与を行います。

【第5期計画と実績】

第5期計画における日常生活用具給付等事業の見込みと実績をみると、排泄管理支援用具の利用件数が多いものの全般的に見込を下回っています。

図表33 日常生活用具給付等事業の計画と実績

区 分		2018 (平成30) 年度			2019 (令和元) 年度			2020(令和2) 年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
介護・訓練支援用具	件	2	0	-	2	0	-	2
自立生活支援用具	件	4	7	175.0	4	2	50.0	4
在宅療養等支援用具	件	8	8	100.0	8	7	87.5	10
情報・意思疎通支援用具	件	6	2	33.3	6	2	33.3	8
排泄管理支援用具	件	800	747	93.4	820	693	84.5	850
居宅生活動作補助用具	件	3	1	33.3	3	2	66.7	3

<サービス量の見込み等>

日常生活用具給付等事業の量の見込みは、2018 (平成30) 年度と2019 (令和元) 年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

図表34 日常生活用具給付等事業の見込量

区 分		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
介護・訓練支援用具	件	2	2	2
自立生活支援用具	件	7	7	7
在宅療養等支援用具	件	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	8	8	8
排泄管理支援用具	件	800	820	840
居宅生活動作補助用具	件	3	3	3

【サービス量の確保策】

障害のある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成しています。近隣市町と共同で委託して実施しています。

【第5期計画と実績】

2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の養成研修は、町内での研修の時の比べ研修参加人数は見込みを下回っています。

図表35 手話奉仕員養成研修事業の計画と実績

区 分		2018（平成30）年度			2019（令和元）年度			2020（令和2）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
手話奉仕員養成研修事業	人	3	2	66.6	3	1	33.3	3

【サービス量の見込み等】

手話奉仕員養成研修事業の量の見込みは、2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

図表36 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
研修終了者数	人	3	3	3

【サービス量の確保策】

意思疎通に支援を必要とする人が安心して日常生活を送ることができるように手話奉仕員養成に努めます。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対し、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【第5期計画と実績】

第5期計画における移動支援事業の見込みと実績をみると、利用時間の実績が計画を下回っています。

図表37 移動支援事業の計画と実績

区 分		2018(平成30)年度			2019(令和元)年度			2020(令和2)年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
移動支援事業	人/年	70	61	87.1	75	59	78.7	80
	時間/年	7,350	5,309	72.2	7,875	4,635	58.9	8,400

【サービス量の見込み等】

移動支援事業の量の見込みは、2018(平成30)年度と2019(令和元)年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

図表38 移動支援事業の見込量

区 分		2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
移動支援事業	人/年	65	70	75
	時間/年	5,395	5,810	6,225

【サービス量の確保策】

移動に支援を必要とする人の外出、社会参加を促進するため事業の周知に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

障害のある人の地域における自立生活と社会参加の促進するため、地域活動支援センターへの通所により、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援をします。

【第5期計画と実績】

第5期計画における地域活動支援センター事業の見込みと実績をみると、2019(令和元)年度には利用者数が見込を下回っていますが、利用日数は大きく上回っています。入浴を希望する人、介護保険のデイサービスを併用される人がいます。

図表39 地域活動支援センター事業の計画と実績

区 分		2018（平成30）年度			2019（令和元）年度			2020（令和2）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
地域活動支援センター事業	人／年	10	19	190.0	11	6	54.5	12
	人日／年	480	753	156.9	500	632	126.4	520

【サービス量の見込み等】

地域活動支援センター事業の量の見込みは、2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

図表40 地域活動支援センター事業の見込量

区 分		2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
地域活動支援センター事業	人／年	20	22	24
	人日／年	1,100	1,210	1,320
	か所	1	1	1

【サービス量の確保策】

サービス提供事業所との連携を強化し、利用者のニーズに応じた内容のサービスが提供できる体制を整えるとともに、サービス量の確保と質の向上に努めます。

3 任意事業

任意事業として、次の事業を実施します。

- ① **日中一時支援事業**:障害のある人および子どもの日中における活動の場を確保します。また、障害のある人の家族の就労支援、障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
- ② **生活サポート事業**:介護給付支給決定者以外の障害のある人を対象に日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。
- ③ **訪問入浴サービス事業**:居宅において入浴することができない重度身体障害のある人の家庭へ訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。
- ④ **社会参加促進事業**
 - イ **自動車改造助成事業**:身体障害のある人が、就労等に伴い、現に所有する自動車または新規購入する自動車を改造し、社会参加の促進を図ることを目的とし、自動車の改造に要する経費の一部を助成する事業を実施します。
 - ロ **自動車運転免許取得費助成事業**:身体障害のある人が、就労等に伴い、普通自動車運転免許の取得を行い、社会参加の促進を図ることを目的とし、普通自動車免許の取得に要する経費の一部を助成する事業を実施します。
- ハ **視覚障害者歩行訓練事業**:在宅の視覚障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし、生活圏域内を支援なく外出できるよう、歩行訓練士を派遣し白杖による歩行訓練等の生活訓練を行います。
- ニ **医療的ケア費給付事業**:保育園、幼稚園、学校又は児童発達支援事業所に通う医療的ケアを必要とする障害のある児童に、経管栄養、痰の吸引、導尿等の医療的ケアを行うために訪問看護等を利用した際に要する費用の一部を給付する事業を実施します。

(1) 第5期計画と実績

第5期計画における任意事業の見込みと実績をみると、日中一時支援事業の利用者数については児童の利用が減ったため人数が減少しています。社会参加促進事業は2019（令和元）年度から視覚障害者歩行訓練事業と医療的ケア費給付事業を開始し、初年度の実績は、視覚障害者歩行訓練事業が2人、医療的ケア費給付事業が1人となっています。なお、生活サポート事業は利用実績がありませんでした。

図表41 任意事業の計画と実績

区 分		2018（平成30）年度			2019（令和元）年度			2020（令和2）年度
		計 画	実 績	対計画比	計 画	実 績	対計画比	計 画
日中一時支援事業	人／年	15	28	186.7	16	18	112.5	17
	回／年	1,020	574	56.3	1,060	501	47.3	1,080
生活サポート事業	人／年	1	-	-	1	-	-	1
訪問入浴サービス事業	人／年	2	2	100.0	2	2	100.0	2
社会参加促進事業	人／年	2	2	100.0	2	3	150.0	2

(2) サービス量の見込み等

任意事業のサービス量見込みは、2018（平成30）年度と2019（令和元）年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。生活サポート事業については、サービスの利用実績はありませんが、介護者の高齢化などを考慮し見込みました。

図表42 任意事業の見込量

区 分		2018（平成30）年度	2019（平成31）年度	2020年度
日中一時支援事業	人／年	25	30	35
	回／年	600	720	875
生活サポート事業	人／年	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人／年	3	3	3
社会参加促進事業	人／年	4	4	4

(3) サービス量の確保策

障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の充実と必要量の確保に努めます。また、必要とする人が利用できるよう、事業の周知と利用の促進を図ります。

第6章 計画の推進

1 住民理解の促進

(1) 地域共生社会の実現をめざして

障害者基本法では「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本目標としています。本計画では、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することにより、地域共生社会の実現をめざします。

(2) 情報提供の充実

障害のある人が自らの意思で障害福祉サービスを選択し、利用しながら、地域において自立した生活を送ることができるよう、広報や各種パンフレット、ホームページなどを通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

また、地域住民の障害に対する理解を深めるため、本計画の内容の周知を図り、障害の有無にかかわらずお互いが支えあうことができる地域社会をめざします。

(3) 障害を理由とする差別の解消

障害者基本法には「差別の禁止」が盛り込まれており、障害を理由とする差別や権利利益を侵害する行為を禁止しています。また、障害のある人が生活を営む上での制約となる社会的障壁については、その除去を必要としている人がいれば、負担が過度でない場合は、合理的な配慮を行わなければなりません。

障害者差別解消法や障害者雇用促進法等に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現をめざします。

2 ライフステージに沿った切れ目のない支援

障害のある人がライフステージに沿った切れ目のない支援を受けられるよう、障害福祉サービスおよび障害児に対するサービスを中心として、障害のある人の生活に関わる多岐

にわたる分野の施策を総合的に推進するとともに、障害のある人の自立と社会参加という視点に立って障害の特性に応じた切れ目のない支援を行うよう努めます。

3 計画の推進体制

(1) 扶桑町自立支援地域協議会

障害のある人が暮らしやすい社会を実現するためには、地域社会を構成する町民、ボランティア団体、NPO、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、行政などが協働の視点に立ってそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的に本計画を推進していく必要があります。

このため、扶桑町自立支援地域協議会を活用し、障害のある人を支える関係機関のネットワークづくりを進めるとともに、社会資源の開発・改善、本計画の推進に関する必要な事項の検討を行います。

(2) 県および広域的な連携

広域的に取り組む必要のある事項については、県および尾張北部圏域（春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町および扶桑町）の市町と連携して推進します。

(3) 人材の確保と育成

福祉サービス等に携わる人材の育成や確保については、事業所はもとより、地域全体で取り組まなければならない課題です。福祉サービスの質の維持向上を図るため町内でサービスを提供している事業者との連携を強化し、情報共有を行うとともに、意見交換をしながら人材の確保に関する取組を推進します。

(4) 災害・感染症対策に係る体制整備

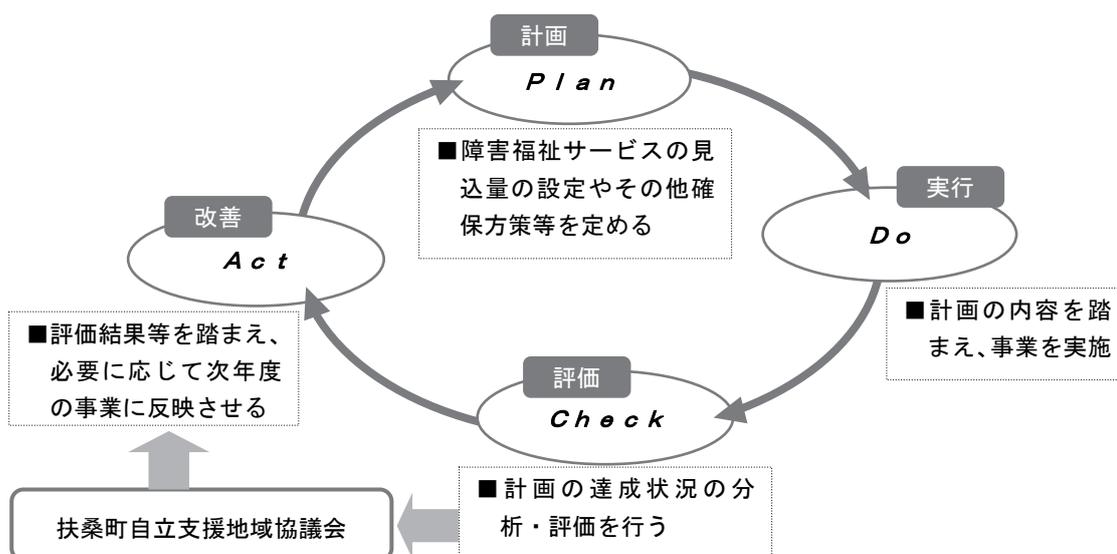
近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、「備え」をすることが求められています。そのため、サービス事業所等と連携のもと、非常時を想定した訓練の実施、防災や感染拡大防止策の啓発活動など平時からの事前準備を進めます。

4 計画の進捗管理

地域共生社会の実現のため、必要なサービスが的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映していきます。

計画の進行管理については、扶桑町自立支援地域協議会を通じて行います。

図表 44 計画の進捗管理（PDCAサイクル）



資料

1 扶桑町自立支援地域協議会

(1) 設置規則

◎扶桑町自立支援地域協議会設置規則

[平成25年3月29日規則第3号]

(趣旨)

第1条 この規則は、扶桑町附属機関条例（平成25年扶桑町条例第1号）第3条の規定に基づき、扶桑町自立支援地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営等に関する事。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事。
- (3) 地域関係機関によるネットワークの構築等に関する事。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事。
- (5) 障害福祉計画の策定に関する事。
- (6) 前各号に掲げるものの他町長が必要と認める事。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係機関に属する者
- (4) 教育関係機関に属する者
- (5) 企業・雇用関係機関に属する者
- (6) 障害者関係団体に属する者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年扶桑町条例第1号）に規定する額とする。

(作業グループ)

第8条 協議会に、第2条に定める所掌事務に関する資料の収集、調査及び研究を行うための作業グループを置くことができる。

2 作業グループの構成員は、協議会委員が属する機関の実務担当者で構成し、会長が指名する。

(個別ケア会議)

第9条 協議会は、個別事案に対する対応を協議するため個別ケア会議を設置することができる。

2 個別ケア会議の構成員は、協議会委員が属する機関の実務担当者でかつ、当該個別事案に携わる者で構成し、会長が指名する。

(秘密保持)

第10条 委員、作業グループ構成員及び個別ケア会議構成員は、協議会、作業グル

ープ及び個別ケア会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員、作業グループ構成員及び個別ケア会議構成員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、扶桑町健康福祉部福祉児童課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

区 分	所 属	氏 名
相談支援事業者	尾張北部障害者就業・生活支援センター ようわ センター長	田代 波広
障害福祉サービス事業者	扶桑町社会福祉協議会 事務局長	○稲葉 弘夫
	医療法人桜桂会 地域活動支援センター希楽里 施設長	渡辺 久佳
	ふそう福社会 代表	江口 美鈴
保健・医療関係機関に属する者	江南保健所 健康支援課長	彦田 聖士
教育関係機関に属する者	愛知県立一宮特別支援学校 校長	木下 志朗
企業・雇用関係機関に属する者	犬山公共職業安定所 所長	奥村 孝治
障害者関係団体に属する者	扶桑町心身障害児者父母の会 会長	長谷川 洋子
	扶桑町身体障害者福祉会 会長	源口 千秋
	扶桑しらゆり会 代表 (扶桑町精神障害者家族会)	柳井 直和
その他町長が必要と認める者	総合相談センターふそう	神野 知佳

○ = 会長

2 策定経緯

年月日	主な内容
2020(令和2)年 7月10日	令和2年度 第1回扶桑町自立支援地域協議会 <ul style="list-style-type: none"> ■ 扶桑町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の計画と実績 ■ 扶桑町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の概要
2020(令和2)年 9月18日	令和2年度 第2回扶桑町自立支援地域協議会 <ul style="list-style-type: none"> ■ 扶桑町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画案の検討
2020(令和2)年 12月14日	令和2年度 第3回扶桑町自立支援地域協議会 <ul style="list-style-type: none"> ■ 扶桑町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画案の検討 ■ パブリックコメントの実施について
2021(令和3)年 1月6日～ 2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ▶ パブリックコメントの実施 [5件 (2人)]
2021(令和3)年 2月	令和2年度 第4回扶桑町自立支援地域協議会 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin: 5px 0;"> 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面開催による意見聴取 </div> <ul style="list-style-type: none"> ■ パブリックコメントの結果について ■ 扶桑町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画最終案の検討

※扶桑町自立支援地域協議会の主な内容については、計画策定に関する項目のみを記載しました。

扶桑町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

2021（令和3）年3月

発行：扶桑町

編集：健康福祉部福祉児童課

〒480-0102

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地

TEL 0587-93-1111

FAX 0587-93-2034